

Title	支那三國時代に於ける我が國の形勢に就いて
Sub Title	
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1926
Jtitle	史学 Vol.5, No.4 (1926. 11) ,p.127(587)- 159(619)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19261100-0127">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19261100-0127</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 支那三國時代に於ける我が國の 形勢に就いて

こゝに支那三國時代に於ける我が國の形勢と稱するのは、即ち主として三國志の魏志倭人傳の記事によりて推考せらるゝ、我が國の形勢を意味するのである。而もその倭人傳の記載に對する見解の相違によりて、三國時代當時に於ける我が國の形勢に對する見解にも亦著しき相違を來し、爲めに我が國上代史の解説上に多大の疑問を残すのであるが、近時考古學上の研究大に發達し、殊に支那鏡鑑の發掘研究が著しく進歩せる結果、或はそれ等の考古學的研究の成果に過大の價値を置きて、之れに信賴するの風を生じ、爲めに我が國の起源を遠く漢代或はそれ以前に置き、少くとも前漢末までには既に畿内を中心として、東は兩毛地方に及び、西は九州地方に亘る大版圖を統一し、更にその國威は朝鮮半島に及び、その南部地方にも多少の領土を有せしものとなし、隨つて後漢の中元二年光武皇帝より金印を賜ひしは、

支那三國時代に於ける我が國の形勢に就いて(橋本)

(六七)

一二七

即ち畿内大和の天皇であり、而も『漢委奴國王印』なる刻文を有する金印が、筑前志賀島にて發見されたのは、當時奴國守が恰も徳川時代の宗家の如く、その中間にありて交通の事務に當りゐたりしが爲めであるとなし、されば曹魏の頃に入朝せしものも、勿論畿内大和の朝廷であり、随つて魏志倭人傳に記するところも、當然我が大和朝廷に關するものとして、解釋せざるべからずとなすが如き所説をすらも生じたのであつた。

## 二

同時に後漢の初め支那に通じてかの金印を賜ひしは、即ち今の筑前博多の近傍に割據せし奴國王なることを認め、かつ魏志倭人傳の所謂耶馬臺國は即ち九州に於ける一雄國を意味せしもので、その女王卑彌呼なるものは恐らく筑後國山門郡の地方に割據せし土會なるべきを認めながら、而もまたそれと共に三國の當時に於て畿内大和の威力は既に九州に及びゐたりしこと、即ち九州の地も既に我が國の領土として大和朝廷の統治下にありしことを承認せんとする所説をも存するのである。

## 三

予は曩に史學雜誌第三十六編第八號所載『耶馬臺國問題について』と題する論文に於て、梅原末治氏

の辯難に對し、その誤解を指摘して氏の攻撃の當らざる所以を述べたのであるが、その後間もなく喜田貞吉博士は左の書面を予に送つて、その高見を披瀝せられたのであつた。

拜啓、史學雜誌八月號『耶馬臺問題に就いて』の御論文を拜見しました。まだほんの一部だけですけれども、考古學者の研究に對する史學家の見解だけは、確かに拜見しまして痛快に感じましたので、取りあへず所感を申し上げます。記録を重んずるものと、其の價値を十分理解しないものとの間の溝はいつもこゝにあるのです。(中略)遺物遺蹟にのみ没頭して居る側の人から云はしむれば、記録ばかりいぢつて居るものが、あまりにわからなさ過ぎると云つてはがゆがつて居るのです。是は關野君などが小生に對して抱いて居るのも全く同様です。併し所謂靈感といふ奴は、口や筆で説明は出来ませんが、其の境に入つたものにとつては、案外確かな所もあります。關野君の法隆寺、法起寺、法輪寺を飛鳥時代、藥師寺東塔を白鳳時代、唐招提寺講堂を和銅、金堂を天平寶字と云つて居るのは、各一時代づゝを記録から下げれば、其の順序は一向變らないてすみます。是には實際小生も敬服して居ます。近ごろ梅原君あたりの云ふところも、實物の時代の前後の見解は大體に正しい様です。たゞそれを記録に引き合す上に問題があらうと思ひます。實は『史學』に於ける實下の耶馬臺國の御研究はまだ見ませんが、御説によると、魏の當時大和の勢力は九州に及んで居ないで、全く別々の様に見て居られるのではないかと思はれ

支那三國時代に於ける我が國の形勢に就いて(橋本)

(天)

ますが、小生は當時大和朝廷はすでに勢力を九州倭人の上に及ぼして居たものと解します。而も魏て之を獨立に見て居るのは、明かに日本勢力下の百濟が、東晉や宋から見れば全く別のものになつて居ると同様に解せられます。かく解すれば耶馬塞國を九州と見て、考古學者のいふ大和との關係を是認しても説は立ちませう。(十月三日)

つまり博士の高説では、三國時代の當時に於ては大和朝廷の勢力は既に九州倭人の地に及び、九州倭人の國と大和朝廷との關係は、恰かも東晉或は宋時代に於ける百濟と日本との關係と同様であつたと解せられるのである。

## 四

そこで予は直に之れに對して左の一書を呈したのである。

拜誦、十月三日附芳書難有拜讀致しました。史學雜誌八月號所載の拙文につき御注意を賜はり、深く感謝致します。陳れば

當時大和朝廷はすでに勢力を九州倭人の上に及ぼし居たものと解す。而も魏て之を獨立國に見て居るのは、明かに日本勢力下の百濟が、東晉や宋から見れば全く別のものになつて居たと同様に解せられる。

との御示教、誠に御尤もに存じます。全體小生が前論文にて

畿内大和の政治的威力が九州地方に及んでゐたといふことは、今日までの考古學の研究結果では、十分に證明されてゐない。

といふ主旨を申せしは

畿内大和が當時九州地方を併呑せし事實がなほ認められない。

といふことを意味せし儀にて、後に日本が百濟新羅などに對してその政治的威力を伸長せし様な場合を意味した譯てはなかつたのです。之れ蓋し考古學者が魏志の耶馬臺は畿内大和なりと稱する意味は、支那の三國以前に九州地方は既に全く日本帝國の一部となりゐたりとなすものと認めためたので、日本と百濟との關係といふが如き場合を考ふるの餘地が残されてゐなかつたからです。

それでもし考古學者のいふ如くに、大和の文化相が九州の文化相を征服し了せりといふ事實が、眞に疑ふべからざるものとしても、

(a) 大和と九州とはなほ政治的には分立してゐたか

(b) 大和と九州との關係は後の日本と百濟との關係の如き状態であつたか

(c) 大和は全く九州を征服併合してゐたか

この三つの場合が考へられ得る譯であり、御示教の如き場合ももとよりあり得べきことと考へます。

けれどももし考古學者の研究が不備であり、従つてその結論も必ずしも信ぜべからずと

せば、大和と九州との關係は(a)の場合であるか或は(b)の場合であつた譯で、(c)の場合は絶對に考へられませぬ。たゞ然し、もし當時の大和と九州との關係が(b)の場合であつたとすると、當時の支那の記録に大和の記事が全然存在しないのが大なる疑問かと考へます。百濟や新羅が日本に服屬した時は、支那では之れを獨立國として認めたと共に、日本の存在も亦明かに認めて居りました。この兩者の事情の相違は之れを如何に解せられるのでありますか、御示教を願ひます。

といふのがその内容である。

## 五

すると十月十一日附で折返しその御返書を頂戴した。その内容は

拜啓仙臺寓居宛御手紙、昨夜東京宅で拜見しました。京阪地方へ行つて居りまして、昨夜東京泊で途中一泊、たゞ今郡山で泊つて居ります。明日は福島へ行き、山形を廻つて兩三日うちに仙臺へ歸ります。

扱大和と九州の關係についての御疑點に、漢史に大和朝廷の事が見えぬとの點ある様ですが、小生は漢魏の際には大和朝廷との直接交通なき爲、或は全然無智であつたか、或は間接に知つて居つても關係なき故書なかつた事と解して居ります。蠻夷傳はやはり關

係のあつたものを拾つたので、萬國地誌的のものではない様です。併し魏志を書いた陳壽時代や、後漢書の范曄時代には大和朝廷との交渉もあつたので、是等の人々は其の當時の知識で舊時代の史料を扱ひ、爲に餘程混雜を生じて居る様です。彼等は地理に不案内で、自己當時の大和朝廷を耶馬臺國だと考へて居たと認めます。随つて魏志の耶馬臺國への行程は、山陰沿岸を敦賀へ行き、それから陸行して大和へ行く行程を、昔の耶馬臺國への行程と見て書いたらしく考へられます。後漢書に至つては殊に甚しく、大倭王は邪摩推國にありと書いたのは、明に大和朝廷の積りです。随つて魏志の狗邪韓を倭國の北岸と云つたのを西北界と改めてあります。范曄の頭の中の倭國は大和朝廷の治下の積りて、其の頭で舊時代の史料を扱つたから混同を生じたのでせう。倭國を九州とも見、又畿内とも見る説が記録學者のうちに起るのも是が爲です。私は同じ倭國倭人と漢史にあるものでも、魏志以前と晉書宋書以後とは指すものがちがひ、其の間百五十年の中斷期に、倭人の名を以て交通する相手が違つて居ると信じます。魏の頃までに大和朝廷の勢力は九州倭人の上に及んで居たが、後には其の勢力が盛になつて、九州の倭人の獨立的に支那に交通する事がやめになり、百五十年を経て、大和朝廷が同じ倭人の名で交通したものと認めて居ります。考古學上の研究からも其の解釋がよささうです。近畿から漢魏六朝ものが出てても一向差支ありません。

とあるのである。



六

その中で

魏志を書いた陳壽時代や、後漢書の范曄時代には、大和朝廷との交渉もあつたので、是等の人々は其の當時の知識で舊時代の史料を扱ひ、爲に餘程混雜を生じて居る様です。彼等は地理に不案内で、自己當時の大和朝廷を耶馬臺國だと考へてゐたと認めます。

と云ひ

後漢書に至つては殊に甚しく、大倭王は邪摩推國にありと書いたのは、明に大和朝廷の積りです。随つて魏志の狗邪韓を倭國の北岸と云つたのを、西北界と改めてあります。

と論じて居らるゝその主旨は、予も亦既に數年前三田史學研究會の席上に於て論ぜしところであり、全然博士の高説に共鳴するものがあつたので、予は直に

御示教の一部は、小生も亦數年前三田史學研究會の席上に於て論じたことがありました。全く御高説の通りだと思ひます。なほ詳しくきことは何かの雜誌に發表致すつもりでありますから、更に改めて御高教を願ひます。

といふ主旨の書面を呈したのであつた。

そこで予が『全く御高説の通りだと思ひます』といつたのは、(六)に掲出した論旨についてとあるから、その他の點については必ずしも博士の高説に服した譯ではないのである。これ予が『更に改めて御高教を願ひます』と博士の高教を保留した所以であつた。

蓋し(五)に掲げた博士の書面は、(四)に掲げた予の疑問、即ち

大和と九州との關係が、後の日本と百濟との關係の知き状態であつたとすれば、當時の支那の記録に、大和の記事が全然存在しないのが、大なる疑問かと考へます。百濟や新羅が日本に服屬した時は、支那では之れを獨立國として認めたと共に、日本の存在も亦明かに認めて居りました。

といふ疑問に對する答へとして書かれたものであるが、この疑問に對する直接の答へとしては

漢魏の際には大和朝廷との直接交通なき爲め、或は全然無智であつたか、或は間接に知つて居つても關係なき故書かなかつた事と解して居ます。蠻夷傳はやはり關係のあつたものを拾つたので、萬國地誌的のものではない様です。

といふ點だけである。

もとより蠻夷傳は萬國地誌的のものではあるまいが、然し天下を以てその版圖となす、即ち詩に所謂普天の下王土にあらざるはなしとなす支那民族の思想上、また例へば漢書西域傳に『思漢威德、咸樂内屬』といふが如き、自負心強大なる支那民族の性質上、その時代に（編著の時代にあらず）直接間接に知られてゐた凡べての國々について、その當時傳へしところを載録せしもので、例へば前漢の頃にはなほ罽賓、捐毒、安息、犁軒、條支、烏弋山離等の諸國とは、正式に直接の交通があつた譯ではないが、漢書の西域傳には即ち是等の諸國について記してゐるのであり、史記の大宛國傳に於てすらも身毒、安息、奄蔡、犁軒、條枝等の諸國を列擧してゐるのである。されば

直接交通なき爲め間接には知つて居つても關係なき故書かなかつた。

といふことは、是等の實例より觀るも、支那民族の思想上性質上より察するも、恐らくあり得べからざることであらうと考へる。

そこでたゞ

漢魏の際には大和朝廷との直接交通なき爲め、當時大和朝廷の存在については全然無智であつたから、當時の支那の記録に大和の記事が全然存在しないのである。

といふことだけが、あり得べき言説として殘る譯である。

けれども九州倭人の上にも、既にその威力が及んでゐた位に有力であり強盛であつた、所謂大和

朝廷を中心とする一大強國が、而も魏志によれば、その威力の下にある倭國と魏との間には、直接使節の往來すらも行はれたに拘はらず、たとひその國と直接の交通がなかつたとしても、當時の魏の人々はその強國の存在について全然無智であつたとは、果して考へ得らるべきことであらうか、予は到底之れを信ずることが出来ないのである。

## 八

さればもし魏志所載の耶馬臺國を以て、九州北部の強國として認むべきであるならば、大和朝廷の威力はなほ未だ九州の地に及ばなかつたものとして解せなければ不通であり、もしまた大和朝廷の威力が既に魏の時代に九州地方に及んでゐたと認むるならば、魏志倭人傳の耶馬臺國はやはり畿内大和を意味するものとして解しなければ不合理であらうと考へる。もし果して喜田博士が云はるゝやうに、大和朝廷と九州倭人との關係が、後の日本の百濟に對する關係と同一事情であつたとすれば、恰も宋書以後の支那史籍に、百濟新羅等と共に大倭の國名が見ゆるやうに、耶馬臺國と共に必ず大和朝廷の名稱が記載せられ居るべきはずであらうと信ずるのである。

して見ると曹魏の當時、大和と九州との間にはたとひ文化の上に於て多少共通の點があつたとしても、なほ政治的には分立してゐたもので、畿内大和の地も既に早く支那文明の影響を蒙り、多少文化の

發達を見たことではあつたらうが、なほ未だ支那との間に直接の交通が行はれなかつたと共に、その威力はなほ九州地方に達するに至らず、當時全然支那人士の知識外にあつたものとして認むるの外はないのである。

## 九

要するに喜田博士も亦所謂『考古學上の研究』なるものに囚はれ過ぎた傾きがあるやうに思はれるのであり、たとひ考古學者の云ふ大和の文化相が、曹魏の頃までに九州の文化相を壓倒したといふ事實を是認しても、必ずしも大和が政治的にも亦九州を壓倒し終つたとして認むべきでなく、たゞあり得べき場合の一として認むべきことは曩に述べた通りであり、而も考古學上の研究結果だけからは、曹魏の頃までに所謂大和の文化相が所謂九州の文化相を壓倒したとして認むべき何等の理由も存しないことは、曾て詳論せしところである。(史學第二卷第三、四號所載『耶馬臺國の位置に就いて』及び史學雜誌第三十六編第八、九號所載『耶馬臺國問題に就いて』參照)

そこで曹魏の頃までには曾に大和の文化相が九州の文化相を壓倒したばかりでなく、政治的にも亦既に九州は大和の威力に壓服せられ終つた事實を認めんが爲めには、是非共魏志倭人傳の記事を以て、九州の土會に関する記事ではなく、大和朝廷に関する記載として解釋すべき必要があるのである。

然るに魏志倭人傳の記事なるものは、喜田博士も既に述べられた通り、大和朝廷に關する知識を有し、而も實際の地理については十分の知識を有せないものが、曹魏時代の史料に據り、曹魏時代の事實として記載せし性質のものであるから、茲にその記事に混雜を來すに至り、その所載の地名方向その他の點に於ては明かに九州として解釋され得るに拘はらず、主としてその里數の點に於て大なる支障を生ずることとなり、茲に畿内大和說の論據をも生ずるに至つたのであつた。而も范曄がその大和に對する自己の知識に誤まられ、耶馬臺を以て耶摩推と解し、魏志に倭國の北岸とある狗邪韓國をその西北界と改めしと同様に、陳壽も亦漠然たる自己の大和に關する知識に誤まられ、魏人がその實際の經驗上、郡より女王國に至る總里數を以て萬二千餘里と明記し居るに拘はらず、他方に於て全く之れと矛盾すべき、或は水行二十日と云ひ、或は水行十日陸行一月と云ふが如き、到底考ふべからざる里程を記載するに至つたものであらうと考へられるのである。

## 一〇

されど如何に畿内大和を以て耶馬臺に比定せんとする論者でも、我が國の地理上、海岸上陸後陸行一月といふが如き距離を求むることは不可能であるから、多くは一月は一日の誤記として之れを改めて解釋するのであるが、中には山陽の沿岸を陸行せしものと稱し、或は日本海を迂回して敦賀に上陸せしも

のとして之れを解釋せんと試むるのである。喜田博士の書面にもこの魏志の行程は『山陰沿岸を敦賀へ行き、それから陸行して大和へ行く行程を、昔の耶馬臺國への行程と見て書いていたらしく考へられる』と述べて居らるゝのである。

もとより古代に於て畿内大和に至る行路は、瀬戸内海よりするものと、日本海岸に沿うて敦賀に至り、それより上陸して大和に向ふものがあつたことは恐らく事實であり、その北方の通路は特に大和朝廷の威力がなほ中國に及ばなかつた以前に於て最も多く利用せられたことゝ推せられるのであるが、而もたとひ敦賀より上陸したとしても、その大和に至るに一月の時日は餘りに過大であり、むしろ瀬戸内海の水路を傳へしものと見て、陸行一月は一日の誤記となす方が、より穩當かとも考へられるのである。

## 一一

けれども三國誌の著者である陳壽の時代を考ふるに、晉書卷第八十二の陳壽傳に據ると、陳壽は晉の惠帝の元康七年（西紀二九七年）に六十五歳で病歿したのであるから、その生れたのは魏の文帝の黄初四年、蜀の後主の建興元年（西紀二三三年）であり、魏の明帝の景初二年（西紀二三八年）に倭の女王卑彌呼が始めて使を魏に遣したのは陳壽が十六歳の時であり、魏の正始十年（西紀二四七年）に女王卑

彌呼が死んだのはその二十五歳の時であつた。それから晉の太始元年（西紀二六五年）には四十三歳であり、三國誌の撰ばれたのはその以後のことであらう。してみると、陳壽はその少年青年時代に於て、卑彌呼とその時代を同じくしてゐた譯である。

だからもし陳壽にして、その少年青年の時代より地理歴史に對し興味を有してゐたものとするれば、もつと蜀で成人し仕官した人であるから、餘程縁遠い境遇ではあるが、或は耶馬臺國女王卑彌呼に就いてもその同一時代に於て既に多少聞き知つてゐたかも知れないのである。而もそれより更に二十年乃至三十年を経過して倭人傳を記載するに當り、陳壽の知識の中に多少畿内大和に關するものがあり、爲めにかの行程記事を作つたとすれば、晉初に於ては既に漠然ながら畿内大和についても知るところがあつたものとして認めなければならぬのである。

然るに晉書倭人傳には

其女王遣使至帶方朝見、其後貢聘不絕、及文帝作相、又數至、泰始初遣使、重譯入貢  
とあり、日本書紀神功紀六十六年註に引用せる晉起居注には、晉の武帝の泰始二年（西紀二六六年）十月に

### 倭女王遣使重譯貢獻

とあり、また晉書卷三武帝本紀泰始二年の條に

支那三國時代に於ける我が國の形勢に就いて（橋本）



十一月己卯、倭人來獻方物、

とあるのであるから、晉初の頃まで北部支那に遣使入貢したのは、卑彌呼についてその宗女臺與であつたらしく、年代から云つても卑彌呼が死んだのが西紀二四七年であるから、何等の不都合も認められないのであり、當時畿内大和と正式に直接の交通が行はれたらしくは思はれないのである。

けれども正式に直接の交通が行はれなかつたからといつて、當時畿内大和の威力が既に九州の地方に及び、耶馬臺國との間に關係交渉が起つてゐたとすれば、その畿内大和に關して多少の知識を有するに至ることはもとよりあり得べきことである。してみると畿内大和の威力が九州地方に及んだのは、卑彌呼の死後二十年乃至三十年の間の事實として認めなければならぬこととなる譯であるが、卑彌呼の宗女臺與の入貢以後全然傳ふるところなき事實によるも、所謂耶馬臺國なるものは臺與を最後として滅亡したかの如くにも推せられるのであり、また我が内地の事情から見ても、予の推定年代によると、恰も開化天皇か或は崇神天皇の御代に當つてゐるのであり、(史學第一卷第一號所載記註推定年代表参照)この頃畿内大和の政治的勢力が九州地方にまで及んだか、或は少くとも九州地方の諸國と直接の關係を生じたものと見て何等の不都合をも認めないのである。

或は予の所謂記註推定年代に對してなほ疑念を懷くものがあるかとも思はれるが、たとひ古事記註記の崩御紀年が全然信ずべからざるものであるとしても、予が所謂推定年代は、史學第一卷第一號に詳論

したやうに（同誌所載『古事記及び日本書紀の新研究を讀む』三五―四六頁参照）單に記註の崩御紀年のみを當てにして定めたものではなく、我が歷代天皇の平均聖壽及び在位平均年數にもその論據を置いてゐるのであるから、崇神天皇の崩御年が略、西紀三一八年頃といふ予の推定、及びその以後の歷聖在位推定年數は、確實でないとしても大凡の見當としては十分信賴の價値あるものと認むるのである。

一一

それから日本書紀によると、景行天皇の九州御親征の時、筑後八女の地に八女津媛なる女會があり、また神功紀には

丙申轉至山門縣則誅土蜘蛛田油津媛時田油津媛兄夏羽興軍而迎來然聞其妹被誅而逃之

と見えてゐるのであり、或は之れを以て卑彌呼の子孫に擬せんとするものもあるのであるが、然しその年代から見ると、予の推定年代によれば崇神天皇の崩御年代が西紀三一八年頃で、その後垂仁、景行の兩帝を経て成務の崩御年代が西紀三五五年頃であるから、この三帝の在位年間は約三十七年であり、ついで仲哀天皇の崩御年代は西紀三六二年頃であるから、神功の初年までには更に六年間を經過した譯である。だから西紀二四七年に女王卑彌呼が死んでから八女津媛の頃までは約八十年乃至九十年位、つい

て田油津媛の時までは約百十年乃至二十年位を經過せしこと、推せられる。さればもし是等の女會を以て卑彌呼の子孫であるとすれば、その宗女臺與の後凡そ三代乃至五代にして滅びしものと認めらるゝのであり、或は臺與の後、大和朝廷に服屬してその餘命を維持したものと考へられ得るのであるが、また同時に九州各地には當時類似の女會がなほ多く割據してゐたやうであり、巫女としてのその性質が當時女會としての最も必要なる條件であつたから、臺與滅亡の後その部落のものは、更に類似の女巫を求めて之れを女會とし、神功初年に及んだとも考へ得られないことではないのである。

## 一三

何れにせよ、支那の史籍に於ける所謂耶馬臺國に關する記事が、臺與の時を以て終つてゐることは疑ふべからざるところであり、西晉の泰始の初、即ち泰始二年（西紀二六六年）貢獻の記事を最後として全くその踪を斷つてゐるのである。而も西晉は尙武帝の間二十五年の盛世を維持し、更に惠帝、懷帝、愍帝の三代二十七年間の治世を有したので、もし耶馬臺國にして依然として隆盛であつたとすれば、なほその以後も引續いて入朝貢獻をつゞくべきはずであらうと考へる。その貢獻を斷つたのは支那の事情によるのではなく、日本の事情によれるものなるべきは勿論のことであり、そこに何か我が國に於ける事情の變化を思はしめるものが存するのである。

或はその消息を断ちしことは史料湮滅の結果ではないかといふ疑念も生じ得るであらうが、それは要するにたゞ推想に基く疑念たるに過ぎざるもので、何等その疑念を發生せしむべき根據がある譯ではないのであり、而も他方に於て晉書倭人傳には

其女王遣使至帶方朝見其後貢聘不絶及文帝作相又數至泰始初遣使重譯入貢、との明記があり、泰始の初めに至るまでは『貢聘不絶』、文帝がなほ魏の相たりし時にも亦『數至』りしものが、晉初即ち泰始の初めに入貢せし以後は女王の遣使が全く絶えたりし事實を暗示するものがあると同時に、晉書の帝紀殊に武帝紀には殆んど連年蠻夷入貢の記事を見るに拘はらず、その帝紀の中にもまたその他の部分にも全然倭女王入貢の記事を見ないのであるから、その泰始の初め以後全く女王の消息を断つてゐるのは恐らく史料湮滅の爲めではあるまいといふ推定に、寧ろ一層有利なる條件を提供するものと認めなければならぬのである。

#### 一四

かつまた晉書の帝紀によると、武帝の咸寧二年(西紀二七六年)の條に  
東夷十七國內附

とあり、同三年(西紀二七七年)の條には

支那三國時代に於ける我が國の形勢に就いて(橋本)

是歲、西北雜虜、及鮮卑、匈奴、五溪蠻夷、東夷三國、前後千餘輩、各帥種人部落內附、  
とあり、同四年(西紀二七八年)の條には

三月、東夷六國來獻

とあり、また

是歲、東夷九國內附

とあり、なほその後も太康元年(西紀二八〇年)の條に

六月甲申、東夷十國歸化(中略)、秋七月、東夷二十國朝獻

とあり、同二年(西紀二八一年)の條に

春三月、東夷五國朝獻、夏六月、東夷五國內附

とあり、同三年(西紀二八二年)の條に

九月、東夷二十九國歸化、獻其方物

とあり、同七年(西紀二八六年)の條に

八月、東夷十一國內附

とあり、更に

是歲、扶南等二十一國、馬韓等十一國遣使來獻、

とあり、同八年（西紀二八七年）の條に

八月、東夷二國內附

とあり、同九年（西紀二八八年）の條に

九月、東夷七國詣校尉、內附

とあり、同十年（西紀二八九年）の條に

五月、東夷十一國內附

とあり、更に

是歲、東夷絕遠三十餘國、西南夷二十餘國來獻

とあり、太熙元年（西紀二九〇年）の條に

二月辛丑、東夷七國朝貢

とあり、ついで惠帝の元康元年（西紀二九一年）の條に

是等東夷十七國、南夷二十四部、並詣校尉內附、

とあり、その後所謂八王の亂となり、暫らく外夷入貢の記事を見ないのである。また晉書の東夷傳馬韓の條に

武帝太康元年二年、其主頻遣使入貢方物、七年八年十年又頻至、太熙元年詣東夷校尉

何龕上獻咸寧三年復來明年又請內附、  
とあり、同辰韓の條には

武帝太康元年其王遣使獻方物二年復來朝貢七年又來、

と見えてゐる。即ち東夷傳に明記してある馬韓の入貢年代は、咸寧三年、四年、太康元年、二年、七年八年、十年、太熙元年の入つてあるが、帝紀に馬韓の名が明記してあるのは太康七年の條だけである。けれどもその入貢期間は咸寧三年即ち西紀二七七年から、太熙元年即ち西紀二九〇年に亘つて居り、殆んど帝紀の東夷入貢の記事に一致する。辰韓の方は、太康元年即ち西紀二八〇年から同七年即ち西紀二八六年に亘つて居り、その年代は太康元年、二年、七年の三つだけを擧げてゐる。帝紀には全然辰韓の名は見えないのである。

それから晉書に東夷諸國として掲げてあるのは

夫餘國、馬韓、辰韓、肅慎氏、倭人、禪離等十國

であり、弁韓の名は馬韓傳の最初のところで

韓種有三、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰弁韓、

といふ文句の中にたゞ一箇所見えてゐるだけで、全くその傳を立てゝゐないのである。また夫餘國はその傳に

武帝時頻來朝貢。至太康六年爲慕容廆所襲破。其王依慮自殺。子弟走保沃沮。帝爲下詔曰。夫餘王世守忠孝。爲惡虜所滅。甚愍念之。

とあるやうに、一旦鮮卑に滅ぼされたのであるが、その明年更に武帝の援助を得て、その王依羅なるものがまたその舊國を復したといふのである。而も武帝紀によると太康六年の條には全然東夷來貢の記事を見ず、またその全篇を通じて夫餘國の名を見ないのである。肅慎についてはその傳に

及文帝作相魏景元未來貢(中略)至武帝元康初復來貢獻。元帝中興又詣江左貢其石磬。至成帝時通貢。

とあり、武帝紀には咸寧五年(西紀二七九年)即ち太康元年の前年の所に

十二月肅慎來獻楛矢石磬

とあるが、之れが東夷傳に『至武帝元康初復來貢獻』とあるものに當るのであらうと考へる。元康とあるはもとより太康の誤記であらう。武帝の時代には元康なる年號なく、元康とは惠帝の時の年號であるからである。また元帝紀の太興二年(西紀三一一年)の條に

八月肅慎獻楛矢石磬

とあり、成帝紀には高句驪の遣使は見えるが、肅慎の遣使は見えないやうである。禪離等十國については東夷傳には



泰始三年各遣小部獻其方物至太熙初(中略)各遣正副使詣東夷校尉何龕歸化とあるが、帝紀には全然見えないのである。

要するに以上の事實によりて之れを觀れば、帝紀に『東夷入貢』或は『東夷内附』とある場合の『東夷』と、東夷傳の所謂東夷とは、必ずしもその範圍内容が一致しないものゝやうに思はれる。例へば高句驪などの如きは、帝紀には出てゐるが東夷傳に見えないのであり、肅慎の如きは、東夷傳にては東夷の中に包括されあるも、帝紀にては所謂東夷の中には含めず、別にその名稱を記載してゐるのであり、倭人の場合も恐らく之れと同様であらうと考へる。けれども馬韓は、帝紀に於て太康七年の條に、倭人と同じくたゞ一箇所だけその名稱が掲げてはあるが、東夷傳には十四年間に亘り八回の遣使入貢の記事が擧がつてゐるのであるから、帝紀の所謂東夷の中に含まれてゐるのであらうと推せられる。また辰韓の場合も恐らく同様であらうと考へる。してみるとこの期間に於ては、馬韓が最も多く晉に對して入貢内附を請うたものゝやうに認められるのである。それと同時に、魏志東夷傳には明記されてゐる弁韓に關する記事が、全然缺けてゐるといふことは、また注目に値することであらうと考へる。

それから之れも東夷傳には出てゐないが、晉書卷九簡文帝紀咸安二年(西紀三七二年)の條に

春正月辛丑百濟林邑王各遣使貢方物(中略)六月遣使拜百濟王餘句爲鎮東將軍領樂浪太守

とあり、之れが恐らく百濟の國名が支那史籍に見ゆる最初であらう。ついで資治通鑑卷一百四、晉紀第二十六孝武皇帝紀太元二年（西紀三七七年）の條に

春、高句麗、新羅、西南夷、皆遣使、入貢于秦

とあるのが、恐らく支那史籍に於ける新羅なる國名の初見であらう。尤も晉書卷一百十三符堅傳に

遣使者、徵兵於鮮卑、烏丸、高句麗、百濟及薛羅、休忍等諸國、並不從

とある中の『薛羅』と云ふのが『新羅』の同名異字かとも思はるゝのであるが、その年代が十分明かでないから、前の記事と何れが先きか斷言は出來ないので、この場合前者を以て初見と認めたのである。

恐らく略、同時代のことであらうと推せられる。更に稍、下つて晉書卷十安帝紀義熙九年（西紀四一三年）の條に

是歲、高句麗、倭國、及西南夷銅頭大師、並獻方物

と見えてゐる。ついで宋書倭國傳に

高祖永初二年（西紀四二一年）倭讚、萬里修貢、遠誠宜甄、可賜除授、太祖元嘉二年（西紀四二五年）讚又遣司馬曹達、奉表獻方物、讚死、弟珍立、遣使貢獻、自稱使持節都督倭、百濟、新羅、任那、秦韓、慕韓六國諸軍事、安東將軍倭國王、云々

と見えてゐる記事となるのである。

一五

すなはち便宜上以上述べたるところを表示すれば

晉、泰始二年(西紀二六六年) 倭女王貢獻(最後の記事)

晉、咸寧二年(西紀二七六年) 東夷内附

晉、咸寧三年(西紀二七七年) 東夷内附、馬韓入貢

晉、咸寧四年(西紀二七八年) 東夷來獻、内附、馬韓内附

晉、太康元年(西紀二八〇年) 東夷歸化、朝獻、馬韓入貢、辰韓來獻

晉、太康二年(西紀二八一年) 東夷朝獻、内附、馬韓入貢、辰韓朝貢

晉、太康三年(西紀二八二年) 東夷歸化、貢獻

晉、太康七年(西紀二八六年) 東夷内附、馬韓來獻、辰韓來獻

晉、太康八年(西紀二八七年) 東夷内附、馬韓來獻

晉、太康九年(西紀二八八年) 東夷内附

晉、太康十年(西紀二八九年) 東夷内附、馬韓來獻

晉、太熙元年(西紀二九〇年) 東夷朝貢、馬韓來獻

晉元康元年(西紀二九一年) 東夷内附  
 晉咸安二年(西紀三七二年) 百濟貢獻(最初の記事)  
 晉太元二年(西紀三七七年) 新羅入貢于秦(最初の記事) 高句麗入貢于秦  
 晉義熙九年(西紀四一三年) 倭國貢獻 高句麗貢獻

となるのである。この表を一見すれば直に明白であるやうに、倭女王貢獻の最後の記事が見えてゐる西紀二六六年から、更に倭國貢獻の記事が見える西紀四一三年まで百四十七年の期間に、朝鮮半島の地に於ては、實に西紀二九〇年までは馬韓の名を以て呼びしものが、僅に八十三年を經過して西紀三七二年には百濟の名を以て表はれ、同じく西紀二八六年に辰韓なる名稱を有せしものが、九十二年を經過せし西紀三七七年には新羅の名を以て呼ばれてゐるのである。即ちこの八十年乃至九十年の間に、朝鮮半島に於て政治上一大變動を來せしものなることは疑ふべからざるところであらう。

而して朝鮮半島に於けるかくの如き政治的大變動が、果して我が内地の事情と全く無關係に行はれたものと考ふべきであらうか。もとより高麗王朝勃興の場合や、朝鮮王朝興起の場合の如く、朝鮮半島に於ける政治的大變動が必ずしも我が内地の事情と關係を有するものでないことは明白なるところであるが、而も支那との交通が比較的盛であつた當時の事情より見るも、またこの時代の史實と密接なる關係を有すべき我が國後世の史實より見るも、當時朝鮮半島南部に於て勃發遂行された政治的大變動が、我

が内地の事情と全然無關係に行はれたとは、到底考ふることが出来ないのである。その他、晉書東夷傳に於て殆んど弁韓の存在を無視して居り、同時に我が國後世の史實が、もとの弁韓の地と最も密接なる關係を有するが如き事實や、或は魏志の東夷傳にせよ、晉書の倭人傳にせよ、皆倭人といひ、倭の女王國といひ、また耶馬臺國と稱し、狗奴國と呼ぶが如く、單に個々の國名を擧ぐるも、未だその倭人全部を總稱して倭國と呼ぶの例を見なかつたのであるが、義熙九年の記事に至つて始めて倭國の名稱を以て表はされ居る事實なども、亦共に予の推考を援助するものではあるまいか。

## 一六

要するに予は泰始二年より義熙九年に至る百四十七年の間に、我が國上代の史實にも亦政治的一大變動の起つたことを信ずるものである。

然らばその政治的一大變動なるものは、果して如何なる種類性質のものであつたらうか。云ふまでもなく、畿内大和の勢力が一大發展をなし、宋書倭國傳所錄武の上表に所謂『東征毛人五十五國』、西服衆夷六十六國、渡平海北九十五國』らげ、東は恐らく今の兩毛地方まで、西は即ち今の九州地方までを服屬し、その勢に乗じて朝鮮半島南半の地を掩有するに至つた事實を意味するものであらう。實に我が國が百濟新羅を臣屬して朝鮮半島南半を掩有したのは、西紀三九二年高句麗の廣開土境好太王の即位

の頃であつたことは、好太王碑に

倭以辛卯年來渡海破百殘□□新羅以爲臣民

とある明文によりて疑ふべからざるところであり、その所謂『辛卯年』は恐らくはその即位の前年即ち西紀三九一年（辛卯の年）であつたらうかと考へられるのである。即ち義熙九年に再び倭國入貢の記事を見るよりも二十三年前に當るのである。

もとより百濟新羅を服屬するに至つた戦役が、好太王碑の文面通りに辛卯の年だけに行はれたとは到底考へられぬところであり、その以前より種々の交渉があり、幾多の戦闘が繼續せしことは勿論之れを認めなければならぬので、その九州地方を服屬したのは西紀三九一年よりも餘程以前の出来事であつたはずであるから、晉と倭女王臺與との交通が絶えし時には、即ち西紀二六六年頃には、既に大和朝廷の威力が九州地方に及びしものとして認められないこともないのであるが、少くとも九州諸國との間に直接の交渉が開始されしことは有り得べきことと認めらるゝのである。

されば惠帝の元康七年、即ち西紀二九七年に六十五歳を以て病歿した陳壽の頭には、既にその魏志編著の當時、畿内大和に對する漠然たる知識を有しむたりしものとして之れを觀るも、必ずしも不合理ではあるまいかと考へる。

而してなほ一言して置きたいのは、即ち翰苑卷第卅倭國の條に引用せられてある魏略の文である。實はこの史料は池内博士が、予の所説を駁するが爲めに有力なるものとして示されたのであつたけれども、予は却つて之れを以て予の所説を確定する爲めに有力なる一史料として認むるのである。

全體翰苑は唐の張楚僉が撰んだ類書で、早く既に散逸したのであるが、たゞその卷卅が筑前の男爵西高辻家に所藏されてゐたのを、最近京都帝國大學で寫眞版として發行したものである。その殘缺の中に會と倭國の條が保存されてゐたことは、この問題の爲めに幸と云はなければならぬのである。今まづその魏略の本文を掲ぐれば即ち左の通りである。

從帶方至倭循海岸水行曆韓國到狗肥韓國七十餘里始度一海千餘里至對馬國其大官曰卑狗副曰卑奴無良田南北布糴南度海至一支國置官至對同地方三百里又度海千餘里至未盧曰人善捕魚能浮海水取之東南五東里到伊都國戶万餘置曰爾支副曰洩溪觚柄渠觚其國王皆屬女王也

女王之南又有狗奴國女男子爲王其官曰拘曰智卑狗不屬女王也自帶方至女國萬二千餘里其俗男子皆黠而文聞其舊語自謂太伯之後昔夏后小康之子封於會稽斷

髮文身、以避蛟龍之吾、今倭亦文身、以厭水害也。

以上がその全文であるが、もと／＼類書で蕪雜のものであるから、引用の際の誤謬もあるかも知れな  
いと同時に、轉寫の際の誤記も甚しいやうで、例へば曆は歷、物貳韓は狗耶韓、七十餘里は七千餘里、  
布糴は市糴、曰人は國人、五東里が五百里、置が置旨、舩が舩、女が以、黠が黠、吾が害、厭が厭の誤  
字或は脱字であることは明白である。けれどもその文意には大なる變化あるべしとも思はれない。尤も  
同所に引用せられてゐる魏志、後漢書、宋書等の本文を以てその原文と比較すれば、省略に附せられた  
箇所も少くないのであるから、魏略の場合も同様で、もとよりその原文のまゝとは思はれないが、魏略  
の名は唐書經籍志にも舊唐書藝文志にも採録せられてゐるので、當時この書の存在せしことは明かであ  
り、その引用の際は當然原本に據つたことであらうから、他の諸書の引用例と同様に、その意義に相違  
を來すやうな重要な點に於て、省略されたことはあるまいと考へる。

然るに今この魏略本文を以て之れを魏志の本文と對比するに、陳壽が主として之れによりてかの文を  
作りしものなることは、疑ふべからざるところである。而も魏略の本文には帶方郡より女王國に至る里  
程を記し、郡より狗邪韓國までが七千餘里、それより海を渡ること一千餘里にして對馬國に至り、更に  
對馬に至ると同じく南方一千餘里の海を渡りて一支國に至り、更にまた海を渡ること一千餘里にして末  
廬に至り、それより東南五百里にして伊都國に至るとあり、またその女王國に至る總里數は万二千餘



里と計へてある。而も水行二十日といひ水行十日陸行一月といふが如き記事は全然見えないのである。

もとよりこの本文は伊都國のところて省略してあるらしいのであるから、この後に如何なる文句があつたものか不明であるが、帶方郡より女王國に至る距離を一万二千餘里といつてゐるところから見ると、之れと全く矛盾する水行二十日及び水行十日陸行一月といふ記事は、本來恐らくなかつたものと見た方が至當であらうと考へる。もし果して然りとすれば、水行二十日及び水行十日陸行一月と云ふ記事は、陳壽が自己の畿内大和に對する漠然たる知識に誤まられ、魏略の本文に之れを添加せし結果、後世に大なる難問を残すに至つたものであるといふ予の前の解釋は、更に最も有利なる論據を得ることとなる譯である。

けれども池内博士が、之れを以て予の所說に對する駁論の有力なる史料なりとせらるゝ所以は、恐らく翰苑に引用せられし魏略の本文によれば、全く魏志の原本なること疑ひないのであるから、その省略せられし部分もやはり魏志と同様の文句であつたであらうといふ推想に基き、果してそれが魏志の本文と同一のものであつたとすれば、陳壽以前魏の當時から此の如き形式のものであり、隨つて水行二十日及び水行十日陸行一月の記事の如きも魏の當時よりの記載であるから、晉の時陳壽の思想の混雜に基くとす所說は全くその論據を失ふべしとせらるゝものかと推考せられるのであるが、然し之れは全く想像を基礎とせる推定たるに過ぎないのであり、想像を基礎とする推定の取るに足らざることは、多言を

費やすの要なきところであらう。

要するに新たなる史料が現はれて魏略の本文にも魏志の本文と同様に水行二十日及び水行十日陸行一月の記事を有しぬたりとの事實、及び帶方郡より女王國に至る全距離が一萬二千餘里とある記事が全然誤謬であるといふ事實にして明確に證明せられざる以上、予の所説は容易に覆さるべきものではあるまいと信ずるのである。(丁)

橋本増吉